

中間前払金の御案内

厚木市総務部契約検査課

中間前払金とは？

当初の前払金（請負金額の40%以内）を受けた後、請負代金の20%以内の前払金を追加請求できる制度です。

これまで、国土交通省、農林水産省等の国・公団等で行われていましたが、平成11年2月、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の一部が改正され、厚木市においても中間前金払を請求できるようになっています。

1. 中間前払金のメリット

経費・事務の省力化

中間前払金制度は、発注者、受注者双方の経費・事務省力化を目的としております。既済部分払のような出来高検査をせずに、簡単な認定により中間前払金の請求が行なえます。

中間前払金に係る保証料は、一律0.065%（平成21年2月現在）

払出手続きは、極めて簡単

中間前払金専用の「預託金払出依頼書」だけ（証明資料は不要です）で、払出手続きができます。

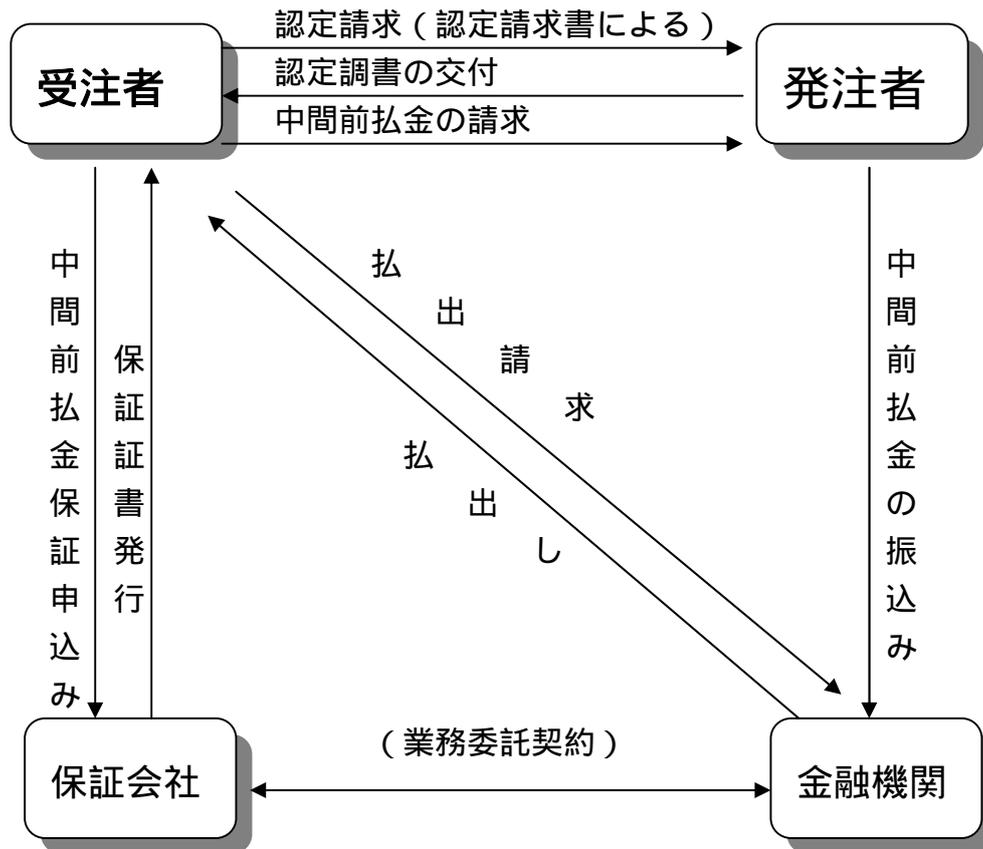
中間前払金の支出要件

工事請負契約時に、受注者が中間前払金を選択していること。

工期の2分の1を経過し、工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行なわれ、工事の進捗額が請負金額の2分の1以上に達していること。

の条件を満たしたことを証明する書類を、「認定調書」といい、受注者の認定請求により、厚木市が発行する書類です。

2. 中間前払金フロー



3. 中間前払金保証とは？

当初の前払金請求手続きと同じく、中間前払金を請求するには、保証会社の中間前払金保証証書が必要となります。

保証申込み手続きのご案内

保証申込書類	前払金・契約保証申込書	1部
	前払金用途内訳明細書	1部
	認定調書(写)	1部

保証料

保証料率	保証料率は一律0.065% (平成21年2月現在)
------	---------------------------

[計算例] 中間前払金額が600万円の場合
中間前払金保証料 = 6,000,000円 × 0.00065 = **3,900円**

保証手続きに関するお問い合わせは

東日本建設業保証株式会社神奈川支店

045-662-8203 FAX 0120-027-356